

## V 平成 15 年度

平成 15 年度包括外部監査の監査対象は、

- 第 1 テーバー…青森県の病院事業に係る財務の事務の執行及び経営管理について
- 第 2 テーバー…社団法人青い森農林振興公社の財務に関する事務の執行についてであった。

第 1 テーバーの県立中央病院の未収金の督促手順については、平成 11 年度の指摘事項と重複するため平成 15 年度における検証対象から除外した。

第 2 テーバーの青い森農林振興公社については決算書の数字に大きく影響する用地勘定と未収金についてのみ監査の対象とした。

監査人が往査したのは、指摘事項があった県立つくしが丘病院と県立中央病院である。

### 1. 棚卸資産の評価方法と払出方法について（県立中央病院）

#### (1) 包括外部監査の指摘事項概要

最終仕入単価法は、仕入金額及び在庫金額から払出金額を逆算する方法であって、期末の在庫金額が確定しなければ期中の払出金額が確定しないため、棚卸資産の継続記録にはなじまない方法であるものと考える。よって、財務規則の規定に合わせて、先入先出法にシステムを修正する必要がある。

また、最近はオーダリングシステムの採用により、財務規則制定時と状況が変化していることも考えられることから、必要に応じて財務規則の見直しも検討すべきである。

#### (2) 果の措置内容等

診療材料及び薬品については、年 2 回、見積合わせ及び価格交渉によって単価契約を実施しているが、契約変更前の旧単価で購入した診療材料及び薬品が契約変更後に在庫として残っている場合には、これまで契約変更後の新単価で算定する「最終仕入原価法」によって在庫管理していたところである。

指摘のあった事項については平成 15 年 8 月分から、薬品については平成 15 年 10 月分から青森県病院事業財務規則に基づき、購入時の単価で在庫管理する「先入先出法」により在庫管理するよう改善した。

#### (3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認し

た。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、県立中央病院へ往査し、下記の手続を実施した。

- ①見積り合わせ表と契約書入手し、単価の転記、最低価格の選択の正確性を検証した。

②棚卸表と物品出納簿により棚卸資産の評価方法が先入先出法により正しく計上されているか検証した。

#### (4) 結論

指摘事項である評価方法については薬品・診療材料とも先入先出法により計上されているが、以下の事項について問題があった。

#### 【指摘】棚卸表の単価誤りについて

平成 21 年度末の薬品棚卸表のうち、物流在庫分の適用単価は実際の購入金額である平成 21 年度下期の購入単価を適用するべきであるのに、平成 22 年度上期の購入単価を適用していた。

### 2. 棚卸差額分析の重要性について（県立中央病院）

#### (1) 包括外部監査の指摘事項概要

年度末に県出納長に報告している「年度末実地たな卸の実施結果について」の記載方法を実態に合った形に変更する必要がある。また、同じような形でバーコードラベルを使用している診療材料についても同様のことが指摘できる。

決算期末における実地たな卸は、たな卸資産の管理の状況を判定するための重要な手続であり、どの程度数量の差が発生し、それがどのような原因によって生じたかを究明することによって、その後の業務改善のヒントが得られることになる。従って、たな卸の結果は、院長まできちんと報告し、その承認を得たうえで在庫数量を実際数量に変更する必要がある。現状では、これらの手続が省略され、薬剤部、現物管理の担当部局及び事務担当セクションレベルで処理されているものと見受けられた。

数多くの薬品、診療材料が、多くの人の手を経て使用されるため、通常、たな卸による差の発生は不可避であるものと認められる。しかし、差の発生程度がどのようなレベルであるか、高額の薬品や診療材料に差が発生していないか等、事後のチェックと、その対策が非常に重要であるとの認識を持つべきである。

上記に関連して、収益費用明細書の医業費用中に「資産減耗費」の内訳として「たな卸

資産減耗費」の項目があるが、ここに記載されている金額は、廃棄したたな卸資産の金額である。その意味で会計上は、「たな卸資産減耗費」ではなく、「たな卸資産廃棄損」として表示すべきものである。たな卸資産の場合、物的意味での資産減耗には、たな卸資産減耗費とたな卸資産廃棄損があり、両者は明確に区別すべきものであることを認識する必要があるのである。

**(2) 県の措置内容等**

- ① 薬品の実地たな卸の実施結果について、平成 15 年度実施 (平成 16 年 3 月末) 分より、記載方法を実態に合わせた形に改めており、院長と県出納長への報告を行っている。また、この実施結果を踏まえた対策も行っていく。
- ② 診療材料のたな卸について、従来、数量の誤差及び金額を院長まで報告しており、誤差発生の原因等については、担当レベルでは把握していたものの、報告はしていなかったため、今後、診療材料 1 品 1 品の誤差発生原因等についても報告することとし、その承認を得た上でシステムの在庫数を訂正することとする。また、この棚卸での誤差発生原因等について対策を講じ、今後の業務に活用する。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、県立中央病院へ往査し、下記の手続を実施した。

- ① 実地棚卸の実施結果報告書及び棚卸誤差一覧表を入手し、報告状況と誤差の適正な処理がなされているか検証した。
- ② 平成 21 年度青森県病院事業会計決算書及び資産減耗費の一覧表を入手し、棚卸資産減耗費について検証した。

**(4) 結論**

棚卸差額分析に関する県の措置等については特に問題となる事項は見られなかったが、棚卸資産廃棄損の表示について下記の意見を記載する。

**【意見】棚卸資産廃棄損の表示について**

指摘事項のうち、決算書の収益費用明細書の医業中に「資産減耗費」の内訳として「棚卸資産減耗費」の項目があるが、その中に「棚卸資産廃棄損」として表示すべきものがあるという事項があった。これについては以前と同様「棚卸資産減耗費」だけの表示になっていたため、科目の新設ができないか確認したところ、青森県の病院局財務規程の変更が

必要であることであった。財務規程を変えないままでも例えば備考欄に「棚卸資産廃棄損」の金額を表示する等の方法があるのではないかと考える。

**3. 現品管理の不備について (県立中央病院)**

**(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

現品調査の結果、多数の存在しない備品が帳簿上計上されていることが判明した。現品調査は固定資産管理の基本的手法である。現物が存在しないものについては除却処理が必要である。使用見込みがない備品についても除却処理が必要である。また、固定資産台帳に記載されている器具備品を特定するために、各器具備品にラベルなどを打付けることが一般的である。

**(2) 県の措置内容等**

医療機器及び器具備品については、購入時期が比較的古い機器の存在の有無が疑われることから、平成 15 年度中に、昭和年代ご取得等した機器全てについて現品調査を実施し、現物が存在しないものについて除却処理した。平成 16 年度中には、平成元年以降に取得等した機器全てについても現品調査を実施し、存在しない機器等については所要の措置を講じる。

また、固定資産にはラベル (備品シール) を貼付しているが、古い年代に取得した物についてはラベルが剥がれたりして特定できないものもあったことから、全固定資産について確認の上で改めてラベルを貼り付けることとする。

**(3) 実施した監査の概要**

県立中央病院において、平成 15 年に包括外部監査の指摘があった以後、継続して適正な固定資産管理がなされているかを検証するために固定資産の実査を実施した。

具体的には、県立中央病院の帳簿に計上されている器具備品についてサンプルベースで現品調査を行った。サンプル抽出にあたっては、昭和 55 年度、平成 4 年度、平成 11 年度、平成 16 年度取得の固定資産のうち、取得価額 100 千円以上かつ平成 21 年度末帳簿価額が 10 千円以上の固定資産から任意に 27 件を抽出した。現品調査の結果は以下のとおりである。

医療器具備品	抽出件数	存在を確認できたもの	存在するが、 シームが取付されて いない等の理由 で、特定するま では至らなかった もの	存在するが、 使用見込み のないもの	廃棄済み等の 理由により存 在しないもの
	19件	8件	2件	3件	6件
庁用備品	8,573千円	5,076千円	171千円	1,235千円	2,090千円
	8件	4件	2件	0件	2件
	1,484千円	745千円	145千円	—千円	593千円
合計	27件	12件	4件	3件	8件
	10,058千円	5,822千円	316千円	1,235千円	2,684千円

【参考】前回監査（平成15年度包括外部監査）の結果

医療器具備品	抽出件数	存在を確認できたもの	存在するが、 シームが取付されて いない等の理由 で、特定するま では至らなかった もの	存在するが、 使用見込み のないもの	廃棄済み等の 理由により存 在しないもの
	105件	23件	29件	9件	44件
庁用備品	38,452千円	9,658千円	15,089千円	2,997千円	10,707千円
	36件	0件	7件	0件	29件
	6,788千円	—千円	1,771千円	—千円	4,997千円
合計	141件	23件	36件	9件	73件
	45,221千円	9,658千円	16,860千円	2,997千円	15,704千円

(4) 結論

以下の事項を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】過去の指摘事項についての改善状況について

前回指摘のあった事項の再検証という理由から当時から比べるとサンプル数は少ないため全体を推定するには困難ではある。しかしながら上記(3)に記載した結果を見ても分かるように、いまだサンプル取付の無い備品や使用見込みの無い備品そして存在が確認できない備品が多数あることが分かる。

特に、過去において除却・廃棄済みであるものの除却処理されていない備品が27件中8件あったのは驚くべき結果である。

このことから、過年度における包括外部監査人からの指摘に対しての県の是正措置は、不十分であると言わざるを得ない。

特に除却に関しては、機器を更新した際に同時に廃棄された機器の処理を失念していると思われるケースがある。そして現行の手続では、適時な処理を失念するとその未処理の状態を回復させる仕組みがないのである。そのため、帳簿に記載があるが実際には該当する資産が存在しないという架空資産が計上されるのである。言い換えれば、適時適切な手続を経ずに現物の除却ないしは廃棄を行っているため、その後の処理が行われていないのである。

適正な残高の把握及び適正な会計処理事務の遂行のためにも、年に1度の固定資産実査を実施するなどの措置を取る必要がある。

【指摘②】固定資産台帳に記載されていない備品について

備品実査実施中に放射線科においてガンマ線源校正器を発見した。当該物品は、いつどこから入手したのか不明であるとのことであった。これは、病院局財務規程第60条違反である。早急に原因を究明し、適切な受入処理を行うべきである。

【参考】青森県病院局財務規程第60条

所属長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により管理者の決裁を受けなければならない。

- 一 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- 二 譲り受けようとする理由
- 三 見積価格
- 四 その他必要と認められる事項

4. 薬事委員会（薬品・診療材料の購入手続）について（県立つくしが丘病院）

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

薬事委員会について、メモがフアンルとされているだけで議事録が作成されていない。委員会終了後速やかに議事録を作成する必要がある。

(2) 県の措置内容等

薬事委員会を開催した場合には、議事録を作成することとした。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認し

た。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに県立つくしが丘病院へ住査し、薬事委員会報告書を入力するとともに、議事録が作成されているかを検証した。

#### (4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

### 5. 伝票の様式（薬品・診療材料の購入手続）について（県立中央病院・県立つくしが丘病院）

#### (1) 包括外部監査の指摘事項概要

財務規則によると入庫伝票（納品書の提出があった場合は、入庫伝票の発行を省略し、当該納品書をもって入庫伝票に代えることができる）、出庫伝票、振替伝票を作成することになっており、その様式についても定めがある。しかし、出庫伝票については、実際に使用している書式と財務規則による書式が異なっている。実際に使用している書式を改めるか、または、財務規則による書式を現状に改めるかの措置が必要である。

#### (2) 県の措置内容等

〈県立中央病院〉

出庫伝票について、薬品と診療材料は払出し時点の判断が異なり、同様の取り扱いができないため、次により措置する。

① 薬品については、財務規則で「次の各号に掲げる事項を記載した文書又は出庫伝票によって当該使用するたな卸資産の払出しを行わなければならない。」とあることから、これに基づき、品目及び数量、払出し価格、予算科目等を記載した文書により払出しを行うこととする。

② 診療材料については、財務規則とは異なった様式で出力していたところであり、対策として手作業で作成するかシステムで作成するか2通りあるが、前者は業務量的に今の人員で作成できるような量ではないため、システムで出力するしかないが、現在のシステムを改造する必要があり費用がかかることから、平成17年度に予定しているシステム更新の際に、合わせて対応したい。

〈県立つくしが丘病院〉

平成16年5月より財務規則の様式に改めた。

#### (3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに県立中央病院及び県立つくしが丘病院へ住査し、現在の伝票を確認した。

#### (4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

### 6. 請求書の日付（薬品・診療材料の購入手続）について（県立中央病院・県立つくしが丘病院）

#### (1) 包括外部監査の指摘事項概要

各業者からの請求書を綴っている各月の支払証拠書のファイルを査閲したところ、ほとんどの請求書が日付未記入の状態を受領され、当病院において受領した日付をフォームで押していることが推測された。平成9年3月に青森県出納局から発行された支出のガイドブックによれば、請求書の要件として請求年月日が記入されていることあり、要件の1つを欠く可能性がある。同ガイドブックによれば、支払いの時期に関して、契約書等に定めのない場合は契約書等を省略し、支払期限の明らかでない経費に関しては、履行を確認（検査）した後、相手方からの請求書を受領した日から15日以内の日（支払遅延防止法第10条）に支払うこととなっている。この15日以内の支払いを気にするあまり、日付の未記入を依頼しているものと思われるが、15日の起算日は、請求書の日付ではなく、履行を確認した後、相手方からの請求書を受領した日であり、十分に余裕があるものと認められ、今後は、各業者に請求書の日付を記入するよう依頼すべきである。

#### (2) 県の措置内容等

請求書に日付が記入されないで業者から提出される場合が一部でみられたが、今後は業者に対して漏れなく日付を記入するように依頼し、このようにならないようにしたい。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに県立中央病院及び県立つくしが丘病院へ往査し、請求書を確認した。

**(4) 結論**

特に問題となる事項は見られなかった。

**7. 現品の管理（固定資産）について（県立つくしが丘病院）**

**(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

現品調査の結果、多数の存在しない備品が帳簿上計上されていることが判明した。存在しない備品は過去に更新・廃棄済みであり、更新の際に除却処理するべきであったものである。地方公営企業法施行規則第8条第4項に従い、取得原価から補助金などの金額を控除した後の金額を償却対象額としているため、耐用年数経過後廃棄済の備品であっても、帳簿価額が大きまままで計上されているものがある。

ラベリングがない等の理由により備品を特定できないものも多数存在するなど、現品調査自体が困難であった。

昭和51年取得の広角眼底カメラについては、固定資産台帳上の管理番号と現品に添付されている管理番号が異なっていたが、現品に添付されている管理番号は固定資産台帳上では存在しなかった。倉庫で見つけた電子天秤（簿価13,000円）、溶解計量器（簿価6,350円）については、使用見込みがないので除却処理が必要である。

固定資産管理上、現品管理は不可欠である。また、固定資産台帳に記載されている器具備品を特定するために、各器具備品にラベリングなどを行なうことが一般的である。

つくしが丘病院は、中央病院よりも規模が小さく器具備品の数量は少ない。事務局による管理が適切であろう。

**(2) 県の措置内容等**

①昭和51年取得の広角眼底カメラについては、台帳上の管理番号と現品に添付されている管理番号が違っていたが、他には広角眼底カメラがないことから、何らかの原因

で現品の管理番号が違ったものと思われる。既に年数を経過し、使用不能となっているため、台帳上の管理番号で平成15年度末に除却処理した。

電子天秤、溶解計量器についても、使用不能のため破棄した。

その他の固定資産についても、再確認した上で年数経過等により使用不能なものについて除却処理した。

②固定資産台帳に記載されている器具備品のラベリングについては、台帳と突合しながら、平成16年度末までにラベリングを行う。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに下記手続を実施した。

①平成21年度の備品明細から25件を任意に抽出し実査した。

②敷地内にある倉庫を視察し、固定資産の保管状態を観察した。

③つくしが丘病院は、以下の年表に示すように平成21年3月23日に改築棟が完成し、使用を開始しているほか、旧病棟が平成22年3月26日に解体を完了していることから、その除却時の処理についてヒアリングするとともに関連資料を閲覧し検討した。

【参考】年表（つくしが丘病院HPより抜粋）

平成21年3月10日	改築棟完成
平成21年3月23日	改築棟病棟使用開始（150床）
平成21年4月1日	療養環境加算（改築棟A・B・C病棟）
平成21年6月1日	通院対象者社会復帰連携体制強化加算
平成21年8月1日	精神科急性期治療病棟入院料1
平成21年8月20日	改修棟完成
平成21年9月1日	CT撮影開始
平成21年9月1日	精神科応急入院施設管理加算
平成21年9月24日	改築棟全面使用開始
平成21年9月29日	改修棟使用開始（80床）
平成22年3月26日	旧病院解体工事完了

**(4) 結論**

以下の事項を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】固定資産分類表について

平成15年度の包括外部監査の指摘を受け、平成17年3月15日に固定資産分類表を作成している。

今般の改築棟の建設に伴い多種の固定資産を購入しており、同時にその分類区分が増えている。しかしながら、当該固定資産分類表は、担当者が手書きで追加しているのみで改訂手続が行われていない。固定資産分類表は、病院の固定資産を種類別に分類する上で重要な判断基準であるので、適切な改訂手続を経た上で実態に即した分類表とすべきである。

【指摘②】固定資産取扱要領について

平成15年度の包括外部監査の指摘を受け、当時の伺い書には固定資産分類表の作成の他に固定資産の事務等を定めた「固定資産取扱要領(仮称)」の作成を検討するとの記載があった。

しかしながら検討していた事実は確認できず、未だ要領は作成されていない。病院は数多くの固定資産を適正に処理するため、業務の品質確保のためにも事務マニュアルが必要である。

【指摘③】旧病院解体に伴う除却処理について

前述の(3)実施した監査の概要の【参考】年表にも記載のとおり、旧病棟は平成22年3月26日に解体が完了している。当該解体により大部分の建物や器械備品が除却処理されておりその手続きも適正であったが、下記の資産について処理が未済である。

資産の種類	数量	起債による購入のため資産減耗費として処理すべき帳簿価額	負担金による購入のため資本剰余金の取崩として処理すべき帳簿価額
エ ア コ ン	2	103,400円	335,000円
器 械 戸 棚	2	55,048円	125,000円
ワ ー ク ロ	1	—	103,810円
ノ ー ト パ ソ コ ン	4	96,560円	635,500円
パ ー ソ ナ ル コ ン ポ	1	—	100,800円
ギ ャ ッ チ ベ ッ ト	24	740,188円	—
配 膳 車	3	52,150円	576,000円
そ の 他	32	1,515,294円	2,096,880円
合計		2,562,640円	3,972,990円

上記物品は、平成21年度末時点では存在しない物品であり、仮に存在していたとしても旧病棟の取壊しにより使用不可能な状況にあるため、除却処理すべきものである。

【意見】処理科目の誤りについて

改築棟の厨房にあるフーンスライサー(正価:507,000円)が改築工事の一部として建物付属設備(厨房機器設備)に計上されている。

一般的に建物付属設備とは、建物に固定・付着したもので、建物本体ではないが、その建物の価値を増加させるものや、その建物の管理・維持のために不可欠のもの等を指し、具体的には、電気や冷暖房の設備、エレベーター等をいう。

当該フーンスライサーは、転倒等の防止のため床に固定しているものの、これをもって建物の維持管理のために不可欠とはいえず、また機能的及び耐用年数等から勘案しても器械備品である。

他にも器械備品処理が妥当と思われるガス自動炊飯器やガスレンジなどが、建物付属設備に計上されている。これは、建物付属設備の予算で購入したものは建物付属で処理するという単純な判断結果にも思える。貸借対照表上の科目は、予算で判断すべきではなく、当該資産が有する性質及び機能等を勘案して判断すべきである。

8. 固定資産台帳について(県立つくしが丘病院)

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

固定資産台帳には必ず固定資産番号を付すことが必要である。管理番号がなければ現品にラベリングもできず、現品を特定することは困難である。

(2) 県の措置内容等

固定資産台帳に記載されている器具備品のラベリングについては、台帳と突合しながら、平成16年度末までにラベリングを行う。

(3) 実施した監査の概要

7. 固定資産の現品管理でも記載したが、固定資産台帳と備品シールの一致を確かめた。

(4) 結論

以下の事項を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】 固定資産台帳について**

平成22年3月31日に取得した①医療情報システム一式96,000千円(税抜) ②栄養管理システムのオータマリンシステム接続機器等整備一式4,000千円(税抜) ③日立臨床検査システムのオータマリンシステム接続機器等整備一式10,250千円(税抜)の3点が固定資産台帳に税込みで記載されていた。税抜価格に修正すべきである。

**9. 非常勤職員の賃金台帳について (県立つくしが丘病院)****(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

非常勤の賃金(日給、時給)については、県庁職員とは異なり、つくしが丘病院の給与計算担当者が給与計算を行い、賃金台帳を作成している。14年分の賃金台帳を閲覧したところ、下記のような事実があり、改善が必要である。

- ① 住所欄や生年月日欄が空欄になっているものがある。
- ② 全く違う職員であるが、同じ住所と生年月日になっているものがある。

**(2) 県の措置内容等**

指摘のあった賃金台帳については改善済みであり、今後、注意し再発のないようにする。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、県立つくしが丘病院へ往査し、非常勤職員の賃金台帳、源泉徴収簿及び勤務表を入手し、賃金台帳が適正に作成されているか検証した。

**(4) 結論**

以下の事項を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】 賃金台帳の記載事項について**

看護部職員勤務表により、非常勤職員の勤務状況を確認し、賃金台帳の記載内容が正しいか源泉徴収簿で確認したところ生年月日の記載がない者が1名、生年月日に誤りがあった者が6名分あった。この誤りは、従前の指摘と同様の内容である。

**10. 用地勘定(棚卸資産)について (社団法人青い森農林振興公社)****(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

一時貸付の場合、公社は賃貸期間を通じて事業者から農地の使用料を受取っているが、使用料を受取った際、使用料と同額を用地勘定から控除している。算定の結果、用地勘定は278,719,300円過少に計上されていることが判明した。

現行の処理は誤りである。農地を使用させている期間は、農地の所有権は公社に帰属したままであることから、用地勘定を減額することはできない。用地勘定は修正する必要がある。

**(2) 県の措置内容等**

平成15年度決算において、用地勘定の残高については、これまでの計上方式を改め、農地取得時の価額を減額せずに計上するよう修正した。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する平成21年度財産目録台帳を閲覧し内容を確認した。

**(4) 結論**

特に問題となる事項は見られなかった。

**11. 未収金について (社団法人青い森農林振興公社)****(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

E分類(回収不能)は、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権と認められる未収金である。回収可能性がほとんどないと判断される可能性が高いが、その場合には債権から直接減額して貸倒償却の処理が必要である。

このほか、債務の弁済に重大な問題が生じている債務者に対する債権で回収が困難と認

められる未収金が合計で7,253千円(平成15年10月31日現在)ある。この未収金については、個別に回収の可能性を見積り、貸倒引当金を設定することが必要である。

**(2) 県の措置内容等**

E分類で回収ができないと判断されたものについては、平成15年度決算において、貸倒処理を実行した。また、将来回収が困難と認められるものについては、平成16年3月に制定した社団法人青い森農林振興公社引当金取扱要領に基づき、平成15年度決算において、貸倒引当金を計上した。

**(3) 実施した監査の概要**

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する平成21年度未収小作料一覧表を閲覧し内容を確認した。

**(4) 結論**

特に問題となる事項は見られなかった。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭